

## 神戸市都市景観審議会委員

(令和6年2月)

(下線の委員は新任委員)

区分	氏名	役職	専門
学識経験者 (規則第2条 第2項第1号)	磯山 哲男	兵庫県屋外広告美術協同組合理事	屋外広告物
	勝沼 直子	神戸新聞社論説委員長	ジャーナリズム
	川崎 雅史	京都大学大学院地球環境学学教授	土木デザイン
	栗山 尚子	神戸大学大学院工学研究科准教授	都市景観
	<u>武田 重昭</u>	大阪公立大学大学院農学研究科准教授	ランドスケープデザイン
	<u>田中 栄治</u>	神戸女子大学家政学部家政学科教授	建築計画
	<u>中江 研</u>	神戸大学大学院工学研究科教授	建築史
	長町 志穂	株式会社LEM空間工房 代表取締役 京都芸術大学客員教授	照明デザイン・ 夜間景観
	久末 弥生	大阪公立大学大学院 都市経営研究科教授	法律
	<u>増岡 亮</u>	大手前大学建築&芸術学部准教授	建築設計
	松下 麻理	一般財団法人神戸観光局 広報・メディアリ レーション 神戸フィルムオフィス担当部長	映像・情報発信
市会議員 (規則第2条 第2項第2号)	平野 達司	神戸市会議員	
	外海 開三	神戸市会議員	
	堂下 豊史	神戸市会議員	
	前田 あきら	神戸市会議員	
	伊藤 めぐみ	神戸市会議員	
市民 (規則第2条 第2項第3号)	<u>今宮 信吾</u>	市民(神戸市ネットモニター)	
	<u>郷司 恵美子</u>	市民(神戸市ネットモニター)	
臨時委員 (規則第2条第3項)	<u>吉武 宗平</u>	大阪芸術大学建築学科教授	ランドスケープデザイン

○都市景観審議会規則

平成9年8月6日

規則第30号

改正 平成16年3月31日規則第73号  
平成18年2月1日規則第55号  
平成19年11月30日規則第30号  
平成21年7月10日規則第23号  
平成26年3月31日規則第72号  
平成31年3月29日規則第66号  
令和4年3月31日規則第78号

(附則)

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第51条の規定に基づき、神戸市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市会議員

(3) 市民

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

3 前項各号に掲げる委員のほか、市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該事項を明示して臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

4 臨時委員は、当該事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

(任期)

第3条 前条第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱され、又は任命される委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項に規定する委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、市会の議長が新たに委員となる者を推薦し、これに基づき市長が委嘱するまでの間とする。
- 4 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 副会長にも事故のあるとき、又は副会長も欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、部会に関する事務を処理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠け

たときは、その職務を代理する。

5 部会が調査審議したときは、部会長は、当該調査審議の内容を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市局において処理する。

(施行細目の委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第73号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月1日規則第55号）

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年11月30日規則第30号）

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成21年7月10日規則第23号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する委員（都市景観審議会規則第2条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された者に限る。）の任期は、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第72号）抄

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第66号）抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 78 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この規則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。